

憲法改正！早期実現のための決起大会 決議文案

世界で希有なる悠久の歴史を有し、最も古い皇室をいただき、各国から驚嘆される国、日本。それは神武天皇肇國以来、天皇の國を治め給ふ大御心、すなはち、権力や武力を以て國民を従はせるのではなく、慈しみの心を以て國を統治する「しらす」の精神によつて護り紡がれ、時代時代の先人の叡智により國の基を定め、受け継ぎ護られてきた日本の心の歴史であります。

しかしながら、先の大戦により占領下で作られた「日本国憲法」が遺憾ながら国法の基本となつてゐる現在では、この日本の美しい心と傳統が失はれ、荒び廢れ、これ以上受け継ぐことが困難ではないかと危惧するものであります。

我々は今こそ、美しい日本の心を取り戻して、全世界の人々と力を協せ、共存共栄を期する為にも、これからの日本の未来を担ふ世代の人々へ、悠久の歴史と日本の精神を正しく教へ伝えてゆく、國の基を定めなければなりません。

以上の事を考慮して、「祖国日本の国柄」に立脚した「憲法」制定を実現すべく、次の國民運動を推進します。

- 一、天皇の大御心、日本の国柄である「しらす」の精神を基とし、天皇を元首と仰ぐ立憲君主国であること。
- 一、全国四十七都道府県議会の全て、千七百四十二市町村議会の過半数で「国会に憲法改正の國民投票実現を求める意見書」の地方議会議決を実現する。
- 一、憲法改正の國民投票二分の一を獲得するために、「県民の会」を設立し、改正世論を喚起する啓発活動を推進する。
- 一、美しい日本の憲法をつくる壱千万人賛同者の拡大運動を推進する。

右、決議する。

平成二十六年十月三十一日